

町県民税(所得税・復興特別所得税)の申告が始まります

問合せ 税務課 町民税担当 ☎991-1833

役場申告会場はとても混雑しますので、待ち時間のない『郵送・スマホ(e-Tax)申告』をご利用ください。

町県民税の申告

▶受付期間 **2月16日(月)～3月16日(月)**

※土・日及び祝日を除く

▶受付日程及び申告会場

- ・混雑を回避するため、入場制限や受付終了時間を早める場合があります。
- ・午後の受付表は、当日の9:00からお渡しします。

【出張申告会場】 北部サービスセンター

日程	受付時間	
	9:00～11:00	13:00～15:00
2月16日(月)	○	○

【役場会場】 役場第二庁舎 3階 301会議室

日程	受付時間		日程	受付時間	
	9:00～11:00	13:30～15:30		9:00～11:00	13:30～15:30
2月17日(火)	○	○	3月2日(月)	○	○
18日(水)	○		3日(火)	○	○
19日(木)	○	○	4日(水)	○	
20日(金)	○		5日(木)	○	○
24日(火)	○	○	6日(金)	○	
25日(水)	○		9日(月)	○	○
26日(木)	○	○	10日(火)	○	○
27日(金)	○		11日(水)	○	
			12日(木)	○	○
			13日(金)	○	
			16日(月)	○	

△注意事項

町内の申告会場では、町県民税の申告の他、簡易な確定申告(所得税・復興特別所得税)を受け付けますが、次の内容を含む確定申告等、消費税・贈与税の申告は受付できません。

- ▶営業所得(青色・白色申告)
- ▶不動産所得
- ▶本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶青色申告
- ▶損失の申告
- ▶源泉徴収票がない還付申告
- ▶譲渡所得の申告(不動産、株式等)
- ▶分離課税の申告(配当等)
- ▶雑損控除
- ▶住宅借入金等特別控除(1年目)
- ▶寄附金控除(ふるさと納税等)
- ▶海外居住親族の扶養控除
- ▶更正の請求
- ▶令和6年分以前(過年分)の申告
- ▶死亡した方の申告
- ▶農業所得で収支内訳書ができていない方の申告
- ▶その他特殊な申告
- ▶医療費控除を受ける方で「医療費控除の明細書」ができるない方の申告

*越谷税務署の申告会場は、イオンレイクタウンkaze3階「イオンホール」(2月16日(月)から)となりますのでご注意ください。

▶「利用者識別番号」が必要です！

「利用者識別番号」は、確定申告の内容を電子データで税務署へ送る際に必要な番号で、確定申告時のみ利用し、一度取得すると今後も引き続いで使用できます。

町で確定申告を行う方は、必ずこの番号が必要です。事前に取得又はこの番号を確認できる書類等をご持参ください。番号を取得されずにご来庁された方は、通常よりもかなり時間がかかる見込みとなります。

詳しくは、国税庁「ご利用の流れ」をご覧ください。



町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。届いていない方で申告書が必要な方は、税務課や北部サービスセンター、町ホームページに用意していますのでご利用ください。



電子申告も可能です▶

町県民税の申告書が届いた方で令和7年に所得がなかった方は、その旨を申告書右下の備考欄に記入し、提出してください。

【申告期限】3月16日(月)

町県民税の申告についてこちら▶

